

9月10日は 「屋外広告物の日」

都市計画課 ☎66・1142

はり紙、はり札、立看板、広告板、広告塔などの屋外広告物の設置には、街の美観や自然環境を守るため、屋外広告物条例による一定の制限があります。

設置場所により規制の内容が異なるため（一部改正有）、事前に都市計画課屋外広告物担当にお問い合わせください。

また、県内で屋外広告業を営むためには、事前に知事の登録を受ける必要があります。屋外広告物条例を守り、美しい愛知づくりを進めましょう。

公共下水道事業の 計画変更案を縦覧します

下水道課 ☎66・1138

縦覧期間 9月1日(木)～15日

(木)(土・日曜日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 下水道課(本館2階)

※縦覧期間中、縦覧内容に対して意見書を提出することができません。

土地・家屋の調査にご協力を

税務収納課 ☎66・1114

新築・増築・取り壊しなどを行った家屋の調査を実施しています。税務収納課職員が伺って、建築確認申請書、見積書などの資料を見せていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

次の場合は税務収納課へお知らせください。

○家屋を新築・増築・取り壊したとき

○家屋の利用方法を変更したとき(店舗などを居住用建物へ変更、居住用建物の全部または一部を店舗などへ変更したとき)

○土地の利用方法(現況地目)を変更したとき(住宅用地を畑へ変更、畑を駐車場へ変更したときなど)

※土地利用が居住用宅地・非居住用宅地により税額の算出方法が異なり、居住用宅地と認められると税額が軽減されます。

私立高等学校等 授業料補助制度

学校教育課 ☎66・1165

市では、私立高等学校、私立専修学校高等課程に就学している生徒を持つ世帯の負担を軽くするため、所得に応じて授業料を補助しています。

対象 10月1日現在、生徒の保護者の住所が市内にある方

所得基準 市民税所得割額が24万4千500円未満の世帯(父母それぞれに所得がある世帯は合算。また父母の他に所得税法上の生徒の扶養者がいる場合は、その分も合算)

申し込み お子さんが在学する私立高等学校、専修学校に指定する期日(10月下旬)まで。また、学校教育課へ直接申し込みの場合は10月28日(金)まで。

図書館特別休館

図書館 ☎69・3706

特別整理期間のため、9月21日(水)～30日(金)を休館します。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

ユトリーナ情報

清掃課 ☎57・4100

★敬老の日感謝デー

とき 9月19日(祝)

午前10時～午後8時

内容 バーデ利用無料

※お風呂は別料金が必要

対象 65歳以上の方

※年齢を証明できる物をご持参ください。

問合先 ユトリーナ蒲郡
☎57・0123

第4回危険物取扱者試験

消防本部予防課 ☎68・0938

とき 10月10日(祝)

ところ 名古屋市内

対象 一般(高校生を含む)

試験の種類 乙種全類・丙種

申し込み 8月29日(月)～9月

7日(水)に、願書(消防本部、

消防署東部・西部出張所にあ

ります)を直接または郵

送で消防試験研究センター

愛知県支部(〒461-0001

1名古屋市中区白壁1-50

愛知県白壁庁舎内)へ。電

子申請(<http://www.shoubo-shiken.or.jp>)もできま

す。

東日本大震災義援金 について

福祉課 ☎66・1106

被災された方には、心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災の義援金は、4月下旬以降、「義援金配分委員会」を通じて被災された方々への配分が始まっています。

皆さんからお寄せいただいた義援金は、全額が被災された方々の手元に届けられ、日本赤十字社が手数料などを徴収することは一切ありません。

市役所に寄せられた義援金の合計額は、3千571万3千995円(8月15日現在)です。全額日本赤十字社へ送金しました。

皆さんからの温かいご支援に感謝するとともに、今後とも引き続きのご協力を、よろしく願っています。

